

# 《大磯町国民健康保険加入の40歳～74歳の方へ》 特定健康診査を受けましょう！

特定健康診査は、生活習慣病の発症や重症化の予防を目的としています。

受診方法は、町内の医療機関で行う「施設健診」と、保健センター、国府小学校で行う「集団健診」の2種類があります。

また、特定健康診査と同時にがん検診なども受けられます。対象者の方には5月下旬に受診券をお送りしますので、内容をご確認のうえお申し込みください。

特定健康診査は、あなたの健康状態を知る大切な健診です。毎日を健康で過ごすために、ぜひこの機会に受診しませんか。

※受診時に大磯町国民健康保険に加入されていない方は受診できません。

問 町民課 ☎ 内線 274



## 特定健診で見つけられる可能性がある疾病（一例）

疾病名	疾病について	検査項目
1. 糖尿病	インスリンというホルモンの低下によって高血糖が慢性的に続く病気。自覚症状がないまま合併症を併発する可能性が高い。	血液検査 尿検査
2. 高尿酸血症（痛風）	何らかの原因で血液中の尿酸が正常値を超えて高くなる状態。痛風は高尿酸血症の合併症の一つ。	血液検査
3. 慢性腎臓病	糖尿病、高血圧、慢性腎炎などが原因となり、腎臓の異常が続く状態。初期には自覚症状がほとんどない。	血液検査 尿検査

7月3日から平成29年度国民年金の保険料免除・納付猶予制度の申請受付が始まります

国民年金第1号被保険者は、毎月の保険料を収めていただく必要がありますが、申請により、日本年金機構から承認を受けると保険料の免除、納付猶予が受けられます。申請方法等の詳細はお問い合わせください。

### 申請できる方

・収入の大幅な減少や失業等により、経済的に保険料を納めることが困難な方

### 申請期間

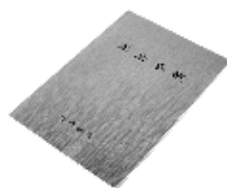
平成29年7月～平成30年6月

### その他

免除等の申請は2年1か月前までさかのぼって申請ができませんが、申請したからといって必ず承認されるとは限りません。

問 平塚年金事務所国民年金課

☎ (22) 1515  
町民課 ☎ 内線 268



平成29年度から国民健康保険の税額・税率が変わります

### 【税額・税率】

平成29年度から、国民健康保険の税額・税率を次のように改定します（表1）。  
お支払いは、納め忘れの少ない口座振替のご利用を！

（表1）国民健康保険税の税額・税率表

◎改正条例適用：平成29年4月1日より

	医療分				後期高齢者支援金分 <sup>※1</sup>		介護納付金分 <sup>※2</sup>	
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	均等割	所得割	均等割
平成29年度	5.7%	—	22,000円	27,000円	2.5%	11,000円	2.1%	11,500円
前年度比	0.1% <sup>※</sup> 増	10.0% <sup>※</sup> 減 廃止 <sup>※3</sup>	1,600円増	2,000円増	0.3% <sup>※</sup> 増	1,100円増	0.3% <sup>※</sup> 増	1,500円増

※1 後期高齢者支援金分とは、後期高齢者医療制度を支援していくために75歳未満の加入者にご負担いただく支援金のことです。

※2 介護納付金分は、40歳～64歳の加入者にご負担いただく介護保険料のことです。

※3 平成29年度から、医療分に計上されていた資産割は、廃止されます。

### 【軽減額の拡大】

国民健康保険加入世帯の前年の所得が一定額以下の世帯について、一世帯にかかる平等割や一人当たりに対する均等割の軽減の範囲を、次のように拡大します（表2）。

（表2）低所得世帯に対する軽減額

軽減割合	世帯主、加入者及び特定同一世帯所属者の前年中の所得の合計額
7割軽減	33万円以下
5割軽減	33万円+27万円×加入者・特定同一世帯所属者の数 以下 (下線部前年比変更有：平成28年度26.5万円)
2割軽減	33万円+49万円×加入者・特定同一世帯所属者の数 以下 (下線部前年比変更有：平成28年度48万円)

※特定同一世帯所属者とは、同じ世帯において国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方です。  
※原則として、世帯の所得が上記の表により算出された金額を上回った場合、軽減の対象とはなりません。

問 町民課  
☎ 内線 274・275

※軽減は、前年の所得に適用されるため、所得の申告をしないと適用されません。必ず申告してください。